

議案第68号及び第69号関連資料
特別職及び一般職の職員に係る給与関係条例の改正案の概要

1 改正理由

本年の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取り扱いに準じて、特別職の期末手当並びに一般職の勤勉手当、給料月額及び住居手当を改定するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

2019年度の人事院勧告に基づく給与の取り扱い

(1) 期末・勤勉手当の支給月数の改定（2019年12月支給分から適用）

- ① 市長をはじめとする特別職及び一般職の職員の年間支給月数を0.05月引き上げます。

(月数)

		2019年度			2020年度以降		
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
特別職	6月	2.200	2.200	0	2.200	2.225	0.025
	12月	2.200	2.250	0.050	2.200	2.225	0.025
	計	4.400	4.450	0.050	4.400	4.450	0.050
一般職	6月	2.225	2.225	0	2.225	2.250	0.025
	12月	2.225	2.275	0.050	2.225	2.250	0.025
	計	4.450	4.500	0.050	4.450	4.500	0.050

- ② 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」において、市長をはじめとする特別職の支給月数を準用することが規定されているため、特別職の引き上げにあわせた取り扱いとなります。

(2) 一般職の給料月額の引き上げ

- ① 行政職給料表（平均0.1%引き上げ）（2019年4月遡及適用）

初任給を1,500円引き上げるとともに、30歳台半ばまでの職員の給料月額について、所要の改定（最大1,500円引き上げ）を行います。

- ② その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本として、同様の引き上げを行います。

(3) 住居手当の上限額の引き上げ（2020年4月実施）

住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、これにより生じる原資を用いて、住居手当の上限額を1,000円引き上げます。

区分	現 行	改 正												
家賃額 の下限	12,000円	16,000円												
手当額 の上限	27,000円	28,000円												
計算式	<table border="1"><thead><tr><th>家賃額</th><th>支給額(月額)</th></tr></thead><tbody><tr><td>23,000円以下</td><td>家賃額-12,000円</td></tr><tr><td>23,000円超</td><td>(家賃額-23,000円)× 1/2+11,000円</td></tr></tbody></table>	家賃額	支給額(月額)	23,000円以下	家賃額-12,000円	23,000円超	(家賃額-23,000円)× 1/2+11,000円	<table border="1"><thead><tr><th>家賃額</th><th>支給額(月額)</th></tr></thead><tbody><tr><td>27,000円以下</td><td>家賃額-16,000円</td></tr><tr><td>27,000円超</td><td>(家賃額-27,000円)× 1/2+11,000円</td></tr></tbody></table>	家賃額	支給額(月額)	27,000円以下	家賃額-16,000円	27,000円超	(家賃額-27,000円)× 1/2+11,000円
	家賃額	支給額(月額)												
	23,000円以下	家賃額-12,000円												
23,000円超	(家賃額-23,000円)× 1/2+11,000円													
家賃額	支給額(月額)													
27,000円以下	家賃額-16,000円													
27,000円超	(家賃額-27,000円)× 1/2+11,000円													

(4) 任期付短時間勤務職員の給与改定（2020年4月実施）

本市一般職員の給与改定に準じて、給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げを行います。

(5) 改定所要額（全会計ベース）

2019年度：約5,500万円、2020年度：約8,700万円

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例（議案第68号）
- (2) 明石市立学校職員の給与等に関する条例（議案第68号）
- (3) 明石市特別職の職員の給与に関する条例（議案第69号）
- (4) 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例（議案第69号）

また、技能労務職員及び企業職員については、それぞれ関係する規則、規程の改正を行います。

4 施行予定期日

公布の日。ただし、給料表に係る改正規定は2019年4月1日から適用します。

また、2019年12月期の期末・勤勉手当に係る改正規定は2019年12月1日から、2020年度以降の期末・勤勉手当及び住居手当に係る改正規定については、2020年4月1日から適用します。